

大阪市後援名義使用承認事業報告書

平成 30 年 11 月 6 日

大阪市長 様

(代表者住所) 大阪市西淀川区野里 2-16-24

(団体名) 少年犯罪被害当事者の会

代表 武 るり子 (印)

(電話番号 06-6478-1488)

平成 30 年 3 月 9 日付けで後援名義使用承認をいただきました事業が次のとおり終了しましたので、報告します。

記

- 1 行事名 『少年犯罪被害当事者の会シンポジウム
「第 20 回 W i L L ～もうひとつのこどもの日～」』
- 2 実施期間 平成 30 年 10 月 7 日 (日) 午後 1 時～5 時
- 3 実施場所 大阪市立こども文化センター
- 4 主 催 少年犯罪被害当事者の会
- 5 協力 大阪被害者支援アドボカシーセンター、
(社) 京都犯罪被害者支援センター
- 6 後 援 大阪市
大阪府 (「平成 30 年度大阪府犯罪被害者等支援社会づくり活動事業」)
- 7 事業の概要 (テーマ) 子どもたちが残したもの

第一部 ○少年犯罪で殺された子供たちの追悼

第二部 ○会員と学生スタッフでこの 20 年を振り返り今後に
残された問題を話し合う
○支援センター及び学生スタッフの紹介
○黙祷 : 献花

8 事業の成果

○ 参加者 280 人

○ 報道機関

産経新聞、朝日新聞、毎日新聞、読売新聞、京都新聞、日日新聞、読売テレビ、関西テレビ、テレビ大阪、朝日放送

一部は、壇上に 24 人の子供たちの写真を飾り、事件紹介をしました。

一年に一回だけでも「WiLL」の場所で忘れられたこども達の事を思いながら、その思いをみんなで共有する時間を過ごすことが出来た。

二部では、今年で 20 回という記念すべき集会だったので例年のように専門家は招かず、会員といつも黒子に徹しながら支えてくれている学生スタッフが、壇上に上がりこの 20 年間を振り返った。

被害者が利用できる色々な制度はできたけれど、損害賠償の未払い問題までは、まだまだ考えられていない事、被害者が加害者の出所後に抱える恐怖や不安、加害者の矯正教育に対しての不信感等、多くの会員が残された問題を訴える事が出来た。

できる限り、早くの法整備に繋げて欲しいと伝える事も出来た。

学生スタッフは、大学生だけでなく中学生、高校生の時から関わっている人もいるので、それぞれの人に会との出会いから話をしてもらい、関心を持って関わる事、そしてそれを出来るだけ長く続けることの大切さなどを話した。

会場の参加者も一般の人、関係者等、広がってきている。若い参加者も増え、年齢の幅も広がってきている。重たい話だとか、難しい問題だと感じられてしましますが、少しでも関心を持ってもらう事で、命の大切さにもつながり、いじめはしない、暴力を起こしてはいけないという事を知ってもらいたい。そして、その事が、子供達を被害者にも加害者にもしない事につながると思う。当事者とそうではない人の距離を少しでもなくしていくために、これからも焦らずおごらず話し続けていく場所「WiLL」でありたい。

9 添付書類

- ・収支決算書
- ・チラシ（配布資料）